割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針の改正案　新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第２章　信用購入あっせん業者等に対する監督 **Ⅱ－２　監督に係る考え方と評価項目** **Ⅱ－２－２　業務の適切性** **Ⅱ－２－２－５　クレジットカード番号等の適切な管理等** **Ⅱ－２－２－５－２　加盟店調査及び措置【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】** **１．加盟店調査及び措置に係る社内体制の整備** （略） **２．加盟店調査及び措置** （１）～（７）（略） （８）随時調査のうち、割販法省令第１３３条の８第２号から第６号までに定める事項の調査については、調査を実施する基準を定め、当該基準に応じて実施していること。 なお、随時調査の実施に当たっては、不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意していること。	**第２章　信用購入あっせん業者等に対する監督** **Ⅱ－２　監督に係る考え方と評価項目** **Ⅱ－２－２　業務の適切性** **Ⅱ－２－２－５　クレジットカード番号等の適切な管理等** **Ⅱ－２－２－５－２　加盟店調査及び措置【クレジットカード番号等取扱契約締結事業者対象項目】** **１．加盟店調査及び措置に係る社内体制の整備** （略） **２．加盟店調査及び措置** （１）～（７）（略） （８）随時調査のうち、割販法省令第１３３条の８第２号から第６号までに定める事項の調査については、調査を実施する基準を定め、当該基準に応じて実施していること。

（９）～（１１）（略）	（９）～（１１）（略）
Ⅱ－２－２－５－５　加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等 クレジットカード番号等は、不正に取り扱われた場合には、利用者等の財産被害に直結し得るものであり、要保護性が高い情報であり、クレジットカード番号等を取り扱う事業者それぞれがクレジットカード番号等を適切に管理し、クレジットカード番号等が不正に取り扱われることを防止するための措置を講じる必要がある。 これらを踏まえ、割賦販売法では漏えい等の事故、不正利用及び自社の役職員等によるクレジットカード番号等の不適切な方法による取扱いを防止するための措置を講じることを義務付けている。 クレジットカード番号等の漏えい等の事故の防止措置及び不正利用の防止措置に関しては、法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能のみを定め、その実現手段及び方法については、各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとする「性能規定」の考えの下、加盟店に対して必要かつ適切な措置を講ずることを求めている。この「必要かつ適切な措置」については、最新の技術動向等を踏まえて毎年見直しが行われるガイドラインに掲げられる措置が実務上の指針となるものであり、ガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場合には「必要かつ適切な措置」が講じられているものと認められる。	**Ⅱ－２－２－５－５　加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等** クレジットカード番号等は、不正に取り扱われた場合には、利用者等の財産被害に直結し得るものであり、要保護性が高い情報であり、クレジットカード番号等を取り扱う事業者それぞれがクレジットカード番号等を適切に管理し、クレジットカード番号等が不正に取り扱われることを防止するための措置を講じる必要がある。 これらを踏まえ、割賦販売法では漏えい等の事故、不正利用及び自社の役職員等によるクレジットカード番号等の不適切な方法による取扱いを防止するための措置を講じることを義務付けている。 クレジットカード番号等の漏えい等の事故の防止措置及び不正利用の防止措置に関しては、法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能のみを定め、その実現手段及び方法については、各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとする「性能規定」の考えの下、加盟店に対して必要かつ適切な措置を講ずることを求めている。この「必要かつ適切な措置」については、最新の技術動向等を踏まえて毎年見直しが行われるガイドラインに掲げられる措置が実務上の指針となるものであり、ガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を講じている場合には「必要かつ適切な措置」が講じられているものと認められる。

なお、上記の「必要かつ適切な措置」のうち、加盟店が講ずる不正利用を防止するための措置については、当該加盟店の不正利用発生額及び不正利用発生率などに留意し、リスクに応じた措置を講ずることが求められる。 これらを踏まえ、加盟店は、以下の点に留意してクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用を防止するための措置を講じなければならない。 なお、マンスリークリア専用のクレジットカード番号等も本項目の対象となることに留意すること。 （1）～（3）（略）	これらを踏まえ、加盟店は、以下の点に留意してクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用を防止するための措置を講じなければならない。 なお、マンスリークリア専用のクレジットカード番号等も本項目の対象となることに留意すること。 （1）～（3）（略）
Ⅱ－３　監督の手法 信用購入あっせん業者等に対する監督は、先述したように、信用購入あっせん業者等の業況に関する情報を適確に把握、分析し、信用購入あっせん業者等の業務の健全性及び適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行うものである。 具体的には、オンサイト（立入検査）とオフサイト（報告徴収等）の多様な手法を適切に組合せ、適確な情報収集を行い、その情報を元に、業務の健全性・適正性・違法性（行為規制違反、社内体制整備等の不備等）について分析・検証を行い、購入者等の利益の保護及びクレジット取引の健全な発展の観点から、改善に向けた指摘（以下「改善指摘」という。）や行政処分等の必要性について判断し、実施することである。監督の基本的な手法は、以下のとおり。	**Ⅱ－３　監督の手法** 信用購入あっせん業者に対する監督は、先述したように、信用購入あっせん業者の業況に関する情報を適確に把握、分析し、信用購入あっせん業者の業務の健全性及び適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行うものである。 具体的には、オンサイト（立入検査）とオフサイト（報告徴収等）の多様な手法を適切に組合せ、適確な情報収集を行い、その情報を元に、業務の健全性・適正性・違法性（行為規制違反、社内体制整備等の不備等）について分析・検証を行い、購入者等の利益の保護及びクレジット取引の健全な発展の観点から、改善に向けた指摘（以下「改善指摘」という。）や行政処分等の必要性について判断し、実施することである。監督の基本的な手法は、以下のとおり。

なお、監督に当たっては信用購入あっせん業者等の多種多様な業態に配慮しながら実施することに留意する必要がある。	なお、監督に当たっては信用購入あっせん業者の多種多様な業態に配慮しながら実施することに留意する必要がある。
Ⅱ－３－１　情報収集	**Ⅱ－３－１　情報収集**
Ⅱ－３－１－１　事情聴取等	**Ⅱ－３－１－１　事情聴取等**
（１）　経済産業省本省又は主管局は、定期的に提出される事業報告書等、行政機関に寄せられる苦情、及び職員による信用購入あっせん業等の業務に関し法令に違反する行為又は信用購入あっせん業等の業務の適正な運営に支障を来す行為（以下「不祥事件」という。）の発生に関する報告を受ける等により情報を入手し、実態把握に努める。 なお、信用購入あっせん業者等は、不祥事件があったことを知った場合には、迅速かつ適切な対応による購入者等の利益の保護の観点から、経済産業省本省又は主管局に速やかに当該事実を申し出ることが望まれる。 （注）不祥事件とは、信用購入あっせん業等の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。 ・信用購入あっせん業等の業務に関し、購入者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等 ・信用購入あっせん業等の業務に関し、利用者等から告訴、告発され又は検挙された行為 ・外部からのサイバー攻撃等によるクレジット決済システムの遅延、停止	（１）　経済産業省本省又は主管局は、定期的に提出される事業報告書等、行政機関に寄せられる苦情、及び職員による信用購入あっせん業等の業務に関し法令に違反する行為又は信用購入あっせんの業務の適正な運営に支障を来す行為（以下「不祥事件」という。）の発生に関する報告を受ける等により情報を入手し、実態把握に努める。 なお、信用購入あっせん業者等は、不祥事件があったことを知った場合には、迅速かつ適切な対応による購入者等の利益の保護の観点から、経済産業省本省又は主管局に速やかに当該事実を申し出ることが望まれる。 （注）不祥事件とは、信用購入あっせん業等の業務に関し法令に違反する行為の外、次に掲げる行為が該当する。 ・信用購入あっせん業等の業務に関し、購入者等の利益を損なうおそれのある詐欺、横領、背任等 ・信用購入あっせん業等の業務に関し、利用者等から告訴、告発され又は検挙された行為 ・外部からのサイバー攻撃等によるクレジット決済システムの遅延、停止

・その他信用購入あっせん業等の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為　等 （２）（略）	・その他信用購入あっせん業等の業務の適正な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為　等 （２）（略）
Ⅱ－３－１－３　立入検査 監督を実施するに当たって、検査は主要な手段の一つであり、立入検査（定期検査、機動検査）によるオンサイトの取組により信用購入あっせん業者等の法令等遵守状況等を検証した上で、問題点の把握を行うものとする。なお、検査の詳細については第３章に記述する。	**Ⅱ－３－１－３　立入検査** 監督を実施するに当たって、検査は主要な手段の一つであり、立入検査（定期検査、機動検査）によるオンサイトの取組により信用購入あっせん業者の法令等遵守状況等を検証した上で、問題点の把握を行うものとする。なお、検査の詳細については第３章に記述する。